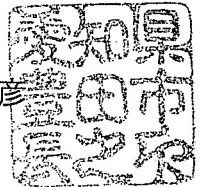


豊田市公告第490号

下記のとおり事後審査型一般競争入札（価格競争）を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び豊田市契約規則（昭和39年規則第28号）第7条の規定に基づき公告します。

令和7年9月9日

豊田市長 太田 稔彦



記

1 案件に関する事項

- | | |
|-----------------|---|
| (1) 委託名称 | 火の見櫓等解体撤去委託 |
| (2) 工事場所 | 豊田市石畳町ほか地内 |
| (3) 工期末 | 令和8年2月27日 |
| (4) 工種 | 解体工事 |
| (5) 委託概要 | 仕様書のとおり |
| (6) 予定価格（税抜） | 事後公表 |
| (7) 関連書類等の入手方法 | ・市ホームページからダウンロード
・豊田市役所 防災対策課 窓口にて受領 |
| (8) 関連書類等の入手期間 | 令和7年9月9日（火）午前8時30分から
令和7年9月19日（金）午後5時15分まで |
| (9) 関連書類等に関する質問 | 令和7年9月9日（火）午前8時30分から
令和7年9月19日（金）午後5時15分まで
※詳細は以下の「2 案件に関する質問等」参照 |
| (10) 入札（現場）説明会 | 無 |
| (11) 担当課 | 豊田市役所 防災対策課 消防団担当
TEL：0565-34-6750 |

2 参加資格に関する事項

- | | |
|------------|--|
| (1) 参加申込方法 | 別紙様式を豊田市役所防災対策課まで以下の方法で提出
① 防災対策課窓口まで直接持参（南庁舎4階）
② 郵送 ※参加申込期間内に必着のこと |
| (2) 参加申込期間 | 令和7年9月9日（火）午前8時30分から
令和7年9月19日（金）午後5時15分まで |

【参加資格】

(1) 共通

- A 豊田市競争入札参加資格を有する者であること。
- B 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する者でないこと。
- C 地方自治法施行令第167条の4第2項に規定する者でないこと。
- D 本市から入札参加停止又は入札参加保留の措置を受けていない者であること。
- E 暴力団排除の対象となる者でないこと。
- F 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- G 民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをしている者でないこと。

(2) 地域要件

豊田市内本店

(3) 建設業許可

一般建設業又は特定建設業（解体工事業又は土木工事業）

(4) 申請者施工実績等

平成27年4月以降に完了した解体工事実績
（契約金額及び官民は問わない）

(5) その他要件

- ・ 豊田市税の未納がない者
- ・ 仕様書に基づき作業責任者を設けること。

3 入札に関する事項

(1) 入札種別

紙

(2) 入札方式

事後審査型一般競争入札

(3) 落札方式

価格競争

(4) 入札開始日時

令和7年9月30日（火） 午前10時から開始

(5) 開札日時

令和7年9月30日（火）

(6) 開札場所

豊田市役所 災害対策本部室（南庁舎4階）

(7) 入札保証金

免除

(8) 入札方法

紙

(9) 入札回数

1回（落札者がいない場合は再度入札（1回））

(10) 入札時添付資料

要（積算内訳書）

(11) 不落随契

有

(12) 入札特定条件

本案件及び入札説明書等に記載する「施工実績」は「解体工事」を「とび・土工・コンクリート工事（解体工事）」に読み替え、平成27年4月以降の官公庁の施工実績も対象とする。

4 契約に関する事項

(1)	契約書作成	要
(2)	契約保証金	不要
(3)	契約締結予定年月日	令和7年10月6日(月)
(4)	契約の場所	豊田市役所 防災対策課窓口(南庁舎4階)
(5)	建設リサイクル法	非該当
(6)	個人情報保護	非該当
(7)	情報セキュリティ	非該当
(8)	契約特記	無
(9)	前払金	無
(10)	部分払回数	無
(11)	支払特記	無

※ 案件に関する事項について

1 案件の詳細

「関連書類等の入手方法」に従って詳細情報を入手してください。

○豊田市ホームページ

「くらしの情報→消防→消防団→公告「火の見櫓解体撤去委託」

URL <https://www.city.toyota.aichi.jp>

2 案件に関する質問等

関連書類等に関する質問は、質問期間内に別紙様式により豊田市役所防災対策課まで直接持参もしくは、メールにて提出してください。なお、回答方法は提出時に担当課に確認してください。

※ 入札(見積)参加資格に関する事項について

1 参加資格

(1) 共通要件

「共通」に示す要件の詳細は、次のとおりとします。

ア 豊田市に参加資格審査を申請し、承認された資格を公告日に有する必要があります。

イ 本案件への入札参加申請書・参加資格確認調書の提出日から本案件の落札決定までの間、地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者は参加できません。

ウ 本案件への入札参加申請書・参加資格確認調書の提出日から本案件の落札決定までの間、地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当する者や、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者は参加できません。

エ 本案件への入札参加申請書・参加資格確認調書の提出日から本案件の落札決定までの間、本市から豊田市入札参加停止等要綱第2条、第3条及び第7条に規定する入札参加停止又は入札参加保留の措置を受けている者は参加できません。

オ 本案件への入札参加申請書・参加資格確認調書の提出日から本案件の落札決定まで

の間、豊田市と豊田警察署の間で締結している「豊田市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」に規定する排除の対象となる法人等に該当する者は参加できません。

カ 本案件への入札参加申請書・参加資格確認調書の提出日から本案件の落札決定までの間、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをしている者は参加できません。

キ 本案件への入札参加申請書・参加資格確認調書の提出日から本案件の落札決定までの間、民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをしている者は参加できません。

(2) 地域要件

「地域要件」に示す用語は、次に定めるところによります。

〈豊田市内本店〉：豊田市内に建設業法（昭和24年法律第100号）上の主たる営業所（一般的には「本社」・「本店」のことをいう。）を有する者をいいます。なお、地区が指定されている場合は、当該地区に建設業法上の主たる営業所を有する者をいいます。

(3) 建設業許可

「建設業許可」は、建設業法第3条に基づく建設業の許可（許可の更新申請中のものを含む。）を受けていることを示し、“特定建設業”の記載がある場合は、本案件業種の特定建設業許可を必要とします。

(4) 申請者施工実績

「申請者施工実績」を求める場合、要求以上の施工実績を有していることが必要です。

施工実績は、指定の日以降に完成したすべての要件を満たす元請工事で、金額は税込みとします。施工実績や業種についてはCORINS等で確認します。

また、施工実績に係る契約金額を入札参加資格に求めている場合は、当該出資比率を乗じた額が求める条件以上であることが必要です。なお、この施工実績は、入札参加する企業等の実績であり、この工事に配置を予定する技術者個人の実績である必要はありません。

(5) その他要件

「その他要件」に“豊田市税の未納がない者”と記載がある場合には、完納証明書の写しを提出してください。

2 参加資格の確認等

入札に参加されたい方は、期限までに入札参加申込み、受付を受けてください。受付を受けないと本入札に参加することができません。

開札後、落札候補者となった者を対象に、公告日現在での入札参加資格を確認します

3 資格確認申請等

申請資料等は、「関連書類等の入手方法」に準じてダウンロードの上、以下により入札参加申込み又は入札参加資格確認申請（以下「資格確認申請等」という。）をしてください。資格確認申請等にあって虚偽の記載をしたことが明らかになった場合は、入札を無効とします。

(1) 申請書に代表者等の印を捺印の上、豊田市役所防災対策課（「問合せ先」を参照）窓口へ申請書等1部を提出してください。

(2) 資格確認申請等の期間は、「資格確認申請（参加申込）期間」に記載する期間の開庁

時間（平日（土曜日及び日曜日、祝日、12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで）となります。

※ 入札に関する事項について

1 入札の執行

- (1) 入札日までに本市から入札参加停止又は入札参加保留の措置を受けた場合は、入札参加資格を失います。また、談合情報が寄せられた場合には入札参加資格を取り消すことがあります。
- (2) 入札参加者が1者以上ある場合に入札を実施します。なお、天災地変があった場合や談合に関する情報があった場合には入札を中止する場合があります。
- (3) 入札保証金は、豊田市契約規則第11条の規定により免除します。
- (4) 入札書は所定のもの（市ホームページより入手）を使用し、封筒に入れ、封筒継目に3個以上の封印をして提出してください。
- (5) 会場での集合入札となりますので入札開始時間までに入場してください。入札開始後は会場へ入場（入札へ参加）することができません。
- (6) 誓約書は入札書封筒に同封せずに別途、入札会場で提出してください。誓約書の提出が無い場合は入札へ参加することができません。
- (7) 事前に豊田市入札心得書をよく読んで参加してください。
（豊田市ホームページに掲載）

2 入札の方法

- (1) 入札回数は1回とします。ただし、「予定価格」が事前に公表されていない場合で落札者が無いときは再度入札（1回のみ）を行います。
- (2) 「不落随契」が“有”の場合で再度入札をしても落札者がいないときは、入札を取止め、地方自治法施行令第167条の2第8号の規定により随意契約に移行します。
- (3) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた金額を入札書に記載してください。
- (4) 入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加えた金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとします。ただし、単価契約のときは、1円未満の端数切り捨ては行いません。
- (5) 積算書の各項目合計金額が入札書に記載された入札金額と同額となるようにしてください。

3 開札の方法

開札は会場で入札後速やかに行います。

4 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者とし、入札参加資格を確認した上で落札者とします。当該落札候補者に資格が無いと認めら

れた場合には、次順位者の方を落札候補者とし入札参加資格を確認します。なお、入札参加資格の確認は、原則、開札日の翌々日までに行い、落札者を決定します。

5 無効な入札

以下の入札(見積)は、無効とします。

- ・入札参加者の資格を有しない者のした入札
- ・所定の日時(入札開始宣言)までに、所定の場所に到達しない入札
- ・入札に際して談合等による不正があった入札
- ・同一事項の入札に対し、2以上の意思表示をした入札
- ・記名及び押印のない入札
- ・入札書の記載事項が確認できない入札
- ・入札書の金額の表示を改ざんし、又は訂正した入札
- ・委任状を持参しない代理人のした入札(従業員が入札に参加する場合の委任状は不要)
- ・金額に¥字又は金字が冠されていない入札
- ・入札年月日の誤り又はもれた入札
- ・訂正抹消した箇所に押印のない入札
- ・所定の入札書によらない入札
- ・その他契約担当者があらかじめ指示した事項に違反した入札

6 落札決定後提出書類

(1) 落札者は、落札決定の翌日(翌日が閉庁日の場合は翌開庁日)に以下の書類を提出していただく必要があります。

- ・有効な当該建設業許可及び経営事項審査の写し
- ・完納証明書(公告日以降発行の豊田市税の未納がないことを証明したもの。ただし、豊田市に納税義務がない者は不要です。)

7 入札結果等の公表

市は、落札者を決定した後、その結果を公表するとともに入札参加者に通知します。

※ 契約に関する事項について

1 契約の締結

「契約書作成」が“要”の場合には、契約書による契約締結が必要です。豊田市契約規則で規定する契約約款については、市のホームページで閲覧することができます。また落札決定後、契約締結までの間に本市から入札参加停止を受けた場合は、当該契約を締結しない場合があります。

2 附帯契約条件

- (1) 「建設リサイクル法」が“該当”の場合には、建設工事に係る資材の再資源化に関する法律に基づく契約となるため、関係書類を落札決定後、速やかに担当課へ提出してください。なお、関係書類の様式は、全て豊田市のホームページに掲載されています。
- (2) 「個人情報保護」が“該当”の場合には、個人情報の保護のために講ずべき措置を義務付けます。
- (3) 「情報セキュリティ」が“該当”の場合には、情報セキュリティ確保のために遵守すべ

き措置を義務付けます。

3 下請負及び再委託

その請け負った工事の全部を第三者に請け負わせることはできません。本市から下請負人の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求された場合は、当該請求に係る事項を本市に回答する必要があります。

4 支払条件

(1)「前払金」が“有”の場合には、前払金を請求することができます。

(2)「部分払回数」に回数の記載がある場合には、部分払いを受けることができます。

(3)「支払特記」に条件の記載がある場合には、支払いに関し、特別な条件が付されます。

多年度にわたる業務では、各年度ごとに支払うことのできる金額に制限がかかる場合や、契約を結んだ年度に支払いをできない場合があります。

※ 問合せ先

質問は以下へお問い合わせください。

〒471-8501 豊田市役所 防災対策課 消防団担当

電話：0565-34-6750 FAX：0565-34-6048

メール：shouboudan119@city.toyota.aichi.jp